

第六十四号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「若しくは増築」を「増築又は改築」に改める。

第十九条第一項中「規則で定める規模以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が、当該特定建築物及びその敷地（以下「特定建築物等」という。）を「建築主が、当該建築物等に、「を利用するための設備の導入」を「の利用」に改める。

第二十条中「を超える特定建築物」を「以上の建築物」に、「大規模特定建築物」を「特定建築物」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物等」に、「当該大規模特定建築物」を「当該特定建築物」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物等」に改める。

第二十条の二の見出しを「（再生可能エネルギーの利用に係る措置の検討）」に改め、同条中「大規模特定建築主」を「特定建築主」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物等」に、「を利用するための設備の導入」を「の利用」に改める。

第二十条の三中「規則で定める規模を超える大規模特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」という。）の新築等をしようとする大規模特定建築主（以下「特別大規模特定建築主」という。）を「特定建築主」に、「当該特別大規模特定建築物」を「当該特定建築物」に改める。

第二十条の四中「特別大規模特定建築主」を「規則で定める規模を超える特定建築物（以下「特別大規模特定建築物」とい

う。)の新築等をしようとする特定建築主(以下「特別大規模特定建築主」という。)」に改める。

第二十一条各号列記以外の部分中「大規模特定建築主」を「特定建築主」に、「大規模特定建築物等」を「特定建築物(規則で定める種類の建築物を除く。）」及びその敷地」に改め、「建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であつて」を削り、同条第一号中「特定建築主」を「建築主」に改め、同条第二号及び第三号中「特定建築物等」を「建築物等」に改め、同条第六号中「を利用するための設備の導入」を「の利用に係る措置」に改め、同条第七号中「特別大規模特定建築主にあつては、」を削る。

第二十一条の二第一項中「特定建築主(大規模特定建築主)」を「建築主(特定建築主)」に、「特定建築物等」を「建築物(規則で定める種類の建築物を除く。）」及びその敷地」に改める。

第二十二条の見出し中「変更」を「変更等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に改め、「日までに」の下に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十一条又は第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した建築主は、当該建築物環境計画書を提出してから当該建築物等に係る工事が完了するまでの間に、当該建築物等の新築等を中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

第二十三条第一項中「特定建築主(」を「建築主(」に、「計画書等提出特定建築主」を「計画書等提出建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に改める。

第二十三条の二第一項中「特定建築物」を「建築物」に改め、「で規則で定めるもの」を削り、「特定マンション」を「マンション」に改め、同条第二項中「に係る」を「(住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。）」及びその敷地(以下「特別大規模特定建築物等」という。）」に係る」に、「特別大規模特定建築物のエネルギーの使用の合理化」を「特別大規模特定建築物等の環境への配慮のための措置」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十三条の三第一項中「特定マンションに係る計画書等提出特定建築主」を「規則で定める規模のマンション（以下「特定マンション」という。）に係る第二十一条の規定による建築物環境計画書の提出（第二十二条第一項の規定による変更の届出を含む。）を行った特定建築主」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（マンションの環境性能の任意表示）

第二十三条の三の二 マンションに係る計画書等提出建築主（以下「マンション建築主」という。）（特定マンション建築主を除く。）は、当該マンションの販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介の委託を行った場合においてマンション販売等受託者が販売若しくは賃貸を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、規則で定める日までの間、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させることができる。

2 前条第一項（ただし書に限る。）から第四項までの規定は、前項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売等受託者をして表示させるマンション建築主について準用する。

第二十三条の四の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項中「（住居の用に供する部分以外の規則で定める用途の部分に限り、規則で定める種類の建築物を除く。以下この条において同じ。）について」を「等について」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同項各号中「特別大規模特定建築物」を「特別大規模特定建築物等」に改め、同条第二項中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十三条の五の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項中「特定マンション建築主」を「マンション建築主」に、「特定マンションを」を「マンションを」に、「特定マンション及び」を「マンション及び」に改め、同条第二項中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十三条の六の見出し中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同条第一項中「特定マンション建築主」を「第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた特定マンション建築主及び第二十三条の三の二第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたマンション建築主（以下「マンシヨ

ン環境性能表示建築主」という。)に、「第二十三条の三第一項」を「当該各項」に改め、同条第二項中「特定マンション建築主」を「マンション環境性能表示建築主」に改め、「第二十三条の三第一項」の下に「又は第二十三条の三の二第一項」を加え、同条第四項中「特定マンション建築主」を「マンション環境性能表示建築主」に、「特定マンション」を「マンション」に改め、同条第五項中「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二十四条第一項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に、「を利用するための設備の導入」を「の利用」に改め、同条第二項中「特定マンション建築主」を「マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主」に、「その特定マンション」を「そのマンション」に改め、「第二項」の下に「(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項」を加え、「当該特定マンション」を「当該マンション」に改め、同条第三項中「その特別大規模特定建築物」の下に「又はその特別大規模特定建築物等」を加え、「第二十条の三、」及び「、当該特別大規模特定建築物の省エネルギー性能基準への適合」を削り、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、特定建築主に対し、その特定建築物について第二十条の三に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物の省エネルギー性能基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十五条第一項中「第二十二條第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十三条の三第三項」の下に「(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に改め、同条第三項中「特定マンション建築主」を「マンション環境性能表示建築主」に改め、「第二十三条の三第一項」の下に「及び第二十三条の三の二第一項」を加え、同条第四項中「特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者」を「特定建築主」に改め、「(第二十条の三に規定する措置に係るものに限る。)」を削り、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「省エネルギー性能評価書」を「環境性能評価書」に改める。

第二百五十三條第三項中「特定建築主」を「建築主」に、「特定建築物等」を「建築物等」に、「省エネルギー性能評価書」

を「環境性能評価書」に改める。

第二百五十五条第一項中「特定建築主」を「建築主」に改める。

別表第二 二十六の項中「日本工業規格 B 八二〇一」を「日本産業規格 B 八二〇一」に改める。

別表第七 一の部(一)の款アの項の表備考第一号中「日本工業規格 K 〇一〇三」を「日本産業規格 K 〇一〇三」に改め、同号(一)中「日本工業規格 B 八二二二」を「日本産業規格 B 八二二二」に、「日本工業規格 Z 八七六二」を「日本産業規格 Z 八七六二」に改め、同号(二)及び(三)中「日本工業規格 Z 八八〇八」を「日本産業規格 Z 八八〇八」に改め、同表備考第二号中「日本工業規格 K 二三〇一」を「日本産業規格 K 二三〇一」に、「日本工業規格 Z 八七六二」を「日本産業規格 Z 八七六二」に改め、同款イの項の表付表第一中「日本工業規格 B 八二〇一」を「日本産業規格 B 八二〇一」に改め、同部(二)の款アの項(ア)の表備考二及び同項(イ)の表備考一中「日本工業規格 Z 八八〇八」を「日本産業規格 Z 八八〇八」に改め、同部(三)の項の表備考七中「日本工業規格 K 〇一〇四」を「日本産業規格 K 〇一〇四」に改める。

別表第七 二の項の表備考中「日本工業規格 Z 八八〇八」を「日本産業規格 Z 八八〇八」に改める。

別表第七 三の項の表備考一中「日本工業規格 K 〇一〇五」を「日本産業規格 K 〇一〇五」に改め、同表備考二中「日本工業規格 K 〇一〇九」を「日本産業規格 K 〇一〇九」に改め、同表備考三中「日本工業規格 K 〇三〇三」を「日本産業規格 K 〇三〇三」に改め、同表備考四中「日本工業規格 K 〇一〇七」を「日本産業規格 K 〇一〇七」に改め、同表備考五中「日本工業規格 K 〇〇八九」を「日本産業規格 K 〇〇八九」に改め、同表備考六中「日本工業規格 K 〇一〇六」を「日本産業規格 K 〇一〇六」に改め、同表備考七中「日本工業規格 K 〇〇八五」を「日本産業規格 K 〇〇八五」に、「日本工業規格 K 〇一一四又は日本工業規格 K 〇一二三」を「日本産業規格 K 〇一一四又は日本産業規格 K 〇一二三」に改め、同表備考八中「日本工業規格 K 〇一〇四」を「日本産業規格 K 〇一〇四」に改め、同表備考九中「日本工業規格 K 〇〇八六」を「日本産業規格 K 〇〇八六」に改め、同表備考十中「日本工業規格 K 〇一〇三」を「日本産業規格 K 〇一〇三」に改め、同表備考十一中「日本工業規格 K 〇一〇二・65・2」を「日本産業規格 K 〇一〇二・65・2」に改め、同表備考十三中「日本工業規格 K 〇〇八七」を「日本産業規格 K 〇〇八七」に改め、同表備考十四及び十五中「日本工業規格 K 〇一一四又は日本工業規格 K 〇一二三」を「日本

産業規格K〇一一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考十六中「日本工業規格K〇〇九一」を「日本産業規格K〇〇九一」に改め、同表備考十七から二十二までの規定中「日本工業規格K〇一一四又は日本工業規格K〇一二三」を「日本産業規格K〇一一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考二十三から二十七までの規定中「日本工業規格K〇〇八三」を「日本産業規格K〇〇八三」に改め、同表備考二十八中「日本工業規格K〇一一四又は日本工業規格K〇一二三」を「日本産業規格K〇一一四又は日本産業規格K〇一二三」に改め、同表備考二十九中「日本工業規格K〇〇八八」を「日本産業規格K〇〇八八」に改め、同表備考三十中「日本工業規格K〇三〇五」を「日本産業規格K〇三〇五」に改める。

別表第七 四の部(二)の款アの項の表備考三(一)中「日本工業規格K〇一〇二・八」を「日本産業規格K〇一〇二・八」に改め、同表備考三(三)中「日本工業規格K〇一〇二・七・二」を「日本産業規格K〇一〇二・七・二」に改める。

別表第七 五の項の表備考三中「日本工業規格Z八七三一」を「日本産業規格Z八七三一」に改める。

別表第七 六の項の表備考三中「日本工業規格Z八七三五」を「日本産業規格Z八七三五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第七の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「旧条例」という。)第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出した大規模特定建築主に対する当該建築物環境計画書に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建築主(大規模特定建築主を除く。)に対する当該建築物環境計画書に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例第二十一条又は旧条例第二十一条の二第一項の規定により建築物環境計画書を提出した特定建

業主に対するマンション環境性能表示に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に旧条例第二十一条の規定により建築物環境計画書を提出した特別大規模特定建築主に対する省エネルギー性能評価書に係る旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物の新築等において環境性能の更なる向上を図るため、建築物環境計画書の提出を求める建築物に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。